

乗合タクシーの運行エリア拡大について

令和8年2月13日
大津町総合政策課



乗合タクシーの運行概要

大津町乗合タクシーについて

町内において、「乗合タクシー」を下記の地区に導入しています。利用の際は予約が必要となります。

町中心部に加えて、菊陽町に移転した「熊本セントラル病院」及び「セントラル病院と隣接する病院」にも特例的に乗り入れが可能となりました。(ただし、「熊本セントラル病院」-「町中心部」間の移動には利用できません。)

1. 予約方法

ご利用の際は、必ず予約時間内に専用の電話番号におかけのうえ予約をしてください。

お住いの地区ごとに予約専用電話番号が異なりますのでご注意ください。

	地区※1	予約専用電話番号※2
北エリア	つつじ台区、源場区、桜丘区、ラビアン大津、そよかぜ台、杉下区、杉上区、上の原区、小林区、今村区、上猿渡区、下猿渡区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区、御所原区、護東区、御願所区、上中区、下中区、片俣区	080-1773-8383
南エリア	灰塚区、町区、下町区、鍛冶区、上陣内区、中陣内区、下陣内区、中島区、岩坂区、森区、鳥子川区	090-4779-8585
東エリア	米山区、真木区、古城区、高尾野区、新小屋区、大津東区、吹田区、大林区、錦野区、瀬田区、外牧区、内牧区	090-7477-8484
予約時間	前日 午後3時～午後9時 当日 午前6時15分から 迎車時間1時間前まで ※ 迎車時間については下記の運行時間をご確認ください。	

2. 運行時間

乗合タクシーは毎日運行します(土日・祝日含む)。運行時間は次のとおりです。

	町中心部行き	各地区行き
1便	7:30 ~ 7:45	11:00 ~ 11:15
2便	9:00 ~ 9:15	12:30 ~ 12:45
3便	10:30 ~ 10:45	14:00 ~ 14:15
4便	12:00 ~ 12:15	16:00 ~ 16:15

※ タクシーは迎車の都合上、遅れる場合がありますのでご了承ください。

※ 出発時刻には必ず待機していただきますようお願いいたします。

3. 利用料金

乗合タクシーご利用の際には、片道1人当たりの利用料金をお支払いいただきます。お住いの地区ごとに利用料金が異なりますのでご注意ください。

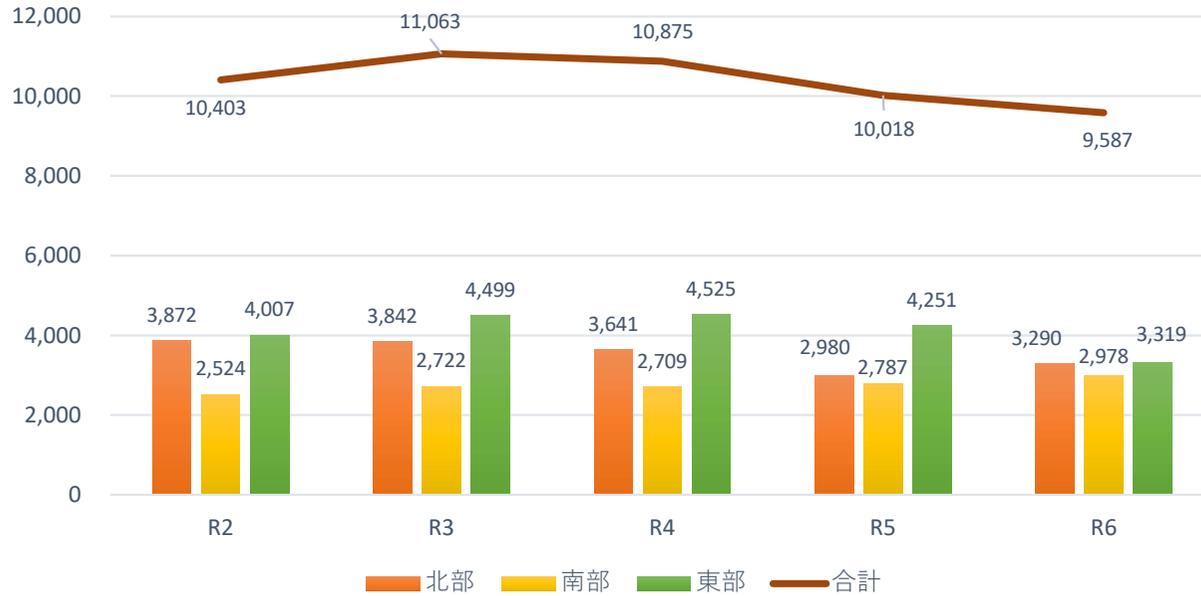
片道1人当たり利用料金	北エリア	南エリア	東エリア
150円		灰塚区	
200円	つつじ台区	町区、下町区、鍛冶区、上陣内、中陣内、下陣内、中島区、岩坂区阿原目	
250円	源場区、上猿渡区、ラビアン大津、そよかぜ台	森区、岩坂区(阿原目地区除く)	高尾野区、大津東区、大林区駅上組(国道57号沿い)
300円	下猿渡区、杉下区、杉上区、上の原区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区、御所原区、桜丘区	鳥子川区	新小屋区、吹田区、大林区、錦野区
400円	護東区、御願所区、上中区、下中区、片俣区、小林区、今村区		米山区、瀬田区、外牧区
500円			真木区、古城区、内牧区

【町中心部等の区域図】

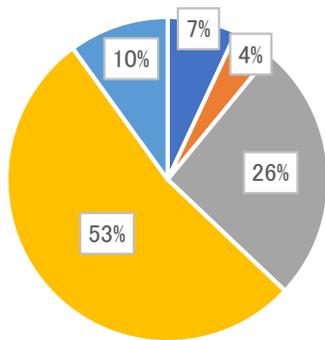


乗合タクシーの運行実績

乗合タクシー利用実績

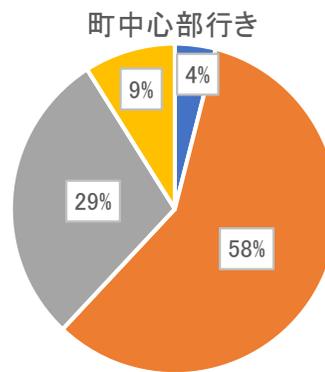


令和7年度 利用者 年代別割合



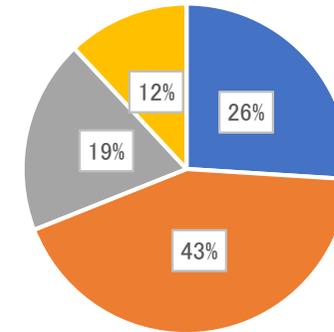
■ 50代以下 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代 ■ 90代以上

令和7年度 便別 利用者割合



■ 1便目 ■ 2便目 ■ 3便目 ■ 4便目

各地区行き



■ 1便目 ■ 2便目 ■ 3便目 ■ 4便目

※令和7年4月～11月の利用実績から算出

令和7年度 第1回 大津町公共交通会議の振り返り

令和7年8月7日（木）開催
 令和7年度 第1回 大津町地域公共交通会議

【決定事項】

- 町中心部北側における交通不便地域の解消に向けて、大津まちなかバスとの役割分担を明確にしたうえで乗合タクシーのエリア拡大を検討する。
- 検討にあたっては、運行事業者であるタクシー事業者と協議を行い、一般タクシーへの影響等がないように注意する。



令和7年10月～令和8年1月 タクシー事業者と協議
 →次ページ以降に示す（案）の内容について合意

2 乗合タクシーの今後の運行方針

(1) 町中心部北側における交通不便地域

●乗合タクシーは、郊外部から中心部への移動を担っている。町中心部の北側エリア(上井手北側等)において、乗合タクシーが運行しておらず、また南北を移動する路線バスも少なく、交通不便地域となっており、南北の移動がしづらい状況となっている。



(2) 乗合タクシーの運行方針

●上記の町中心部北側における交通不便地域の解消に向けて、大津まちなかバスとの役割分担を明確にしたうえで乗合タクシーのエリア拡大を検討する。検討にあたっては、運行事業者であるタクシー事業者と協議を行い、一般タクシー事業への影響等がないように注意する。

表 乗合タクシーの実施スケジュール

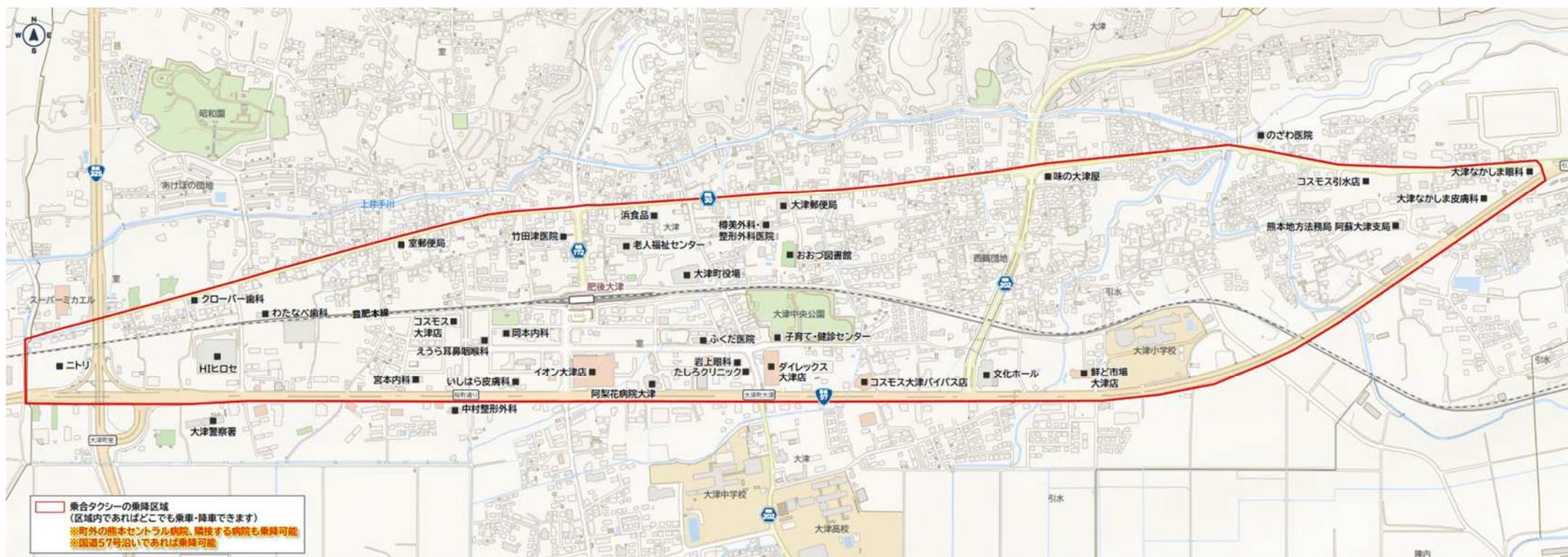
項目	令和6年度	令和7年度		令和8年度
	10～3月	4～9月	10～3月	4月～
乗合タクシーのダイヤ変更(R6.10～)				乗合タクシーエリア拡大
乗合タクシーのエリア拡大に向けた検討	利用状況・ニーズ等の分析		準備	
	タクシー事業者の定期的な協議			
			①事業認可申請の手続き ②事業者の対応調整 ③利用者周知（利便性向上）	2月申請 次回公共交通会議（運行内容最終）
			現在	

周辺部エリア拡大（案）

エリア	地区
北エリア	つつじ台区、源場区、桜丘区、ラビアン大津、そよかぜ台、杉下区、杉上区、上の原区、小林区、今村区、上猿渡区、下猿渡区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区、御所原区、護東区、御願所区、上中区、下中区、片俣区、後迫区の一部（県道202号以西）、緑ヶ丘区、上鶴区（中心部エリアを除く、県道202号以西）、上大津区、楽善区、日吉が丘区、西嶽区、水源町・西窪区、松古閑・塘町区、中央区（中心部エリアを除く）、駅通区（中心部エリアを除く）、室東区の一部（中心部エリアを除く、旧57号線以北）、室北区、北出口区、室西区（中心部エリアを除く、旧57号線以北）、あけぼの区
南エリア	灰塚区、町区、下町区、鍛冶区、上陣内区、中陣内区、下陣内区、中島区、岩坂区、森区、鳥子川区、新区、中学通り区（中心部エリアを除く）、室東区の一部（中心部エリアを除く、国道57号以南）、室西区の一部（中心部エリアを除く、国道57号以南）、引水区（中心部エリアを除く、国道57号以南）、引水東区
東エリア	米山区、真木区、古城区、高尾野区、新小屋区、大津東区、吹田区、大林区、錦野区、瀬田区、外牧区、内牧区、立石区、後迫区の一部（県道202号以東）、上鶴区（中心部エリアを除く、県道202号以東）、美咲野1丁目、美咲野2丁目、美咲野3丁目、美咲野4丁目、引水区（中心部エリアを除く、国道57号以北）

中心部エリア拡大 (案)

- ・新設の大津なかしま眼科・なかしま皮膚科まで中心部エリアを拡大
- ・乗降頻度が低い国道57号南側の区域について、中心部エリアから周辺部エリアに変更 (令和6年度 さとう医院閉院)



利用料金（案）

- ・新たにエリアを拡大する地区については一律200円で設定
- ・灰塚区150円、鍛冶区200円で逆転現象が起きていたため灰塚区を200円に値上げ。

※バスの初乗り運賃はR7.10月から200円

片道1人当たり 利用料金	北エリア	南エリア	東エリア
150円		灰塚区	
200円	つつじ台区、後迫区の一部、緑ヶ丘区、上鶴区の一部、上大津区、楽善区、日吉が丘区、西嶽区、水源町・西窪区、松古閑・塘町区、中央区、駅通区、室東区の一部、室北区、北出口区、室西区の一部、あけぼの区	灰塚区、町区、下町区、鍛冶区、上陣内、中陣内、下陣内、中島区、岩坂区阿原目、新区、中学通り区、室東区の一部、室西区の一部、引水区の一部、引水東区	立石区、後迫区の一部、上鶴区の一部、美咲野1丁目、美咲野2丁目、美咲野3丁目、美咲野4丁目、引水区の一部
250円	源場区、上猿渡区、ラビアン大津、そよかぜ台	森区、岩坂区（阿原目地区除く）	高尾野区、大津東区、大林区駅前組（国道57号沿い）
300円	下猿渡区、杉下区、杉上区、上の原区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区、御所原区、桜丘区	鳥子川区	新小屋区、吹田区、大林区、錦野区
400円	護東区、御願所区、上中区、下中区、片俣区、小林区、今村区		米山区、瀬田区、外牧区
500円			真木区、古城区、内牧区

需要予測・財政負担

- 一般バス路線および乗合タクシーの両方について利用可能な大津東区の利用実績をもとに算出した。

・大津東区 高齢者人口（令和7年3月末時点）	556人…①
乗合タクシー利用者実績（令和7年4月～11月）	500人
→年間利用実績見込み	750人…②
→高齢者人口に対する利用実績（②÷①）	135%…③
・乗合タクシー周辺部エリア拡大地区の高齢者人口	3,187人…④
→利用者の需要予測（④×③）	4,300人…⑤
運行台数予測（⑤÷乗合率1.5人）	2,866台

●財政負担

現行エリア

11,520千円（令和7年度町補助見込み）×1.15（周知による利用増）=13,248千円

拡大エリア

900円（タクシー実質運賃平均）×2,866台－200円（利用料金）×4,300人=1,720千円

→令和8年度町補助見込み額 **14,968千円**（前年比 3,448千円増）

運行時間（案）

エリア拡大に伴い、運行時間（迎車時間）を15分から20分に拡大

	町中心部行き	各地区行き
1便	7:30 ~ 7:45	11:00 ~ 11:15
	7:30 ~ 7:50	11:00 ~ 11:20
2便	9:00 ~ 9:15	12:30 ~ 12:45
	9:00 ~ 9:20	12:30 ~ 12:50
3便	10:30 ~ 10:45	14:00 ~ 14:15
	10:30 ~ 10:50	14:00 ~ 14:20
4便	12:00 ~ 12:15	16:00 ~ 16:15
	12:00 ~ 12:20	16:00 ~ 16:20

※毎日運行（土日祝日含む）

※乗合状況によっては上記運行時間が前後する場合があります

利用条件（案）

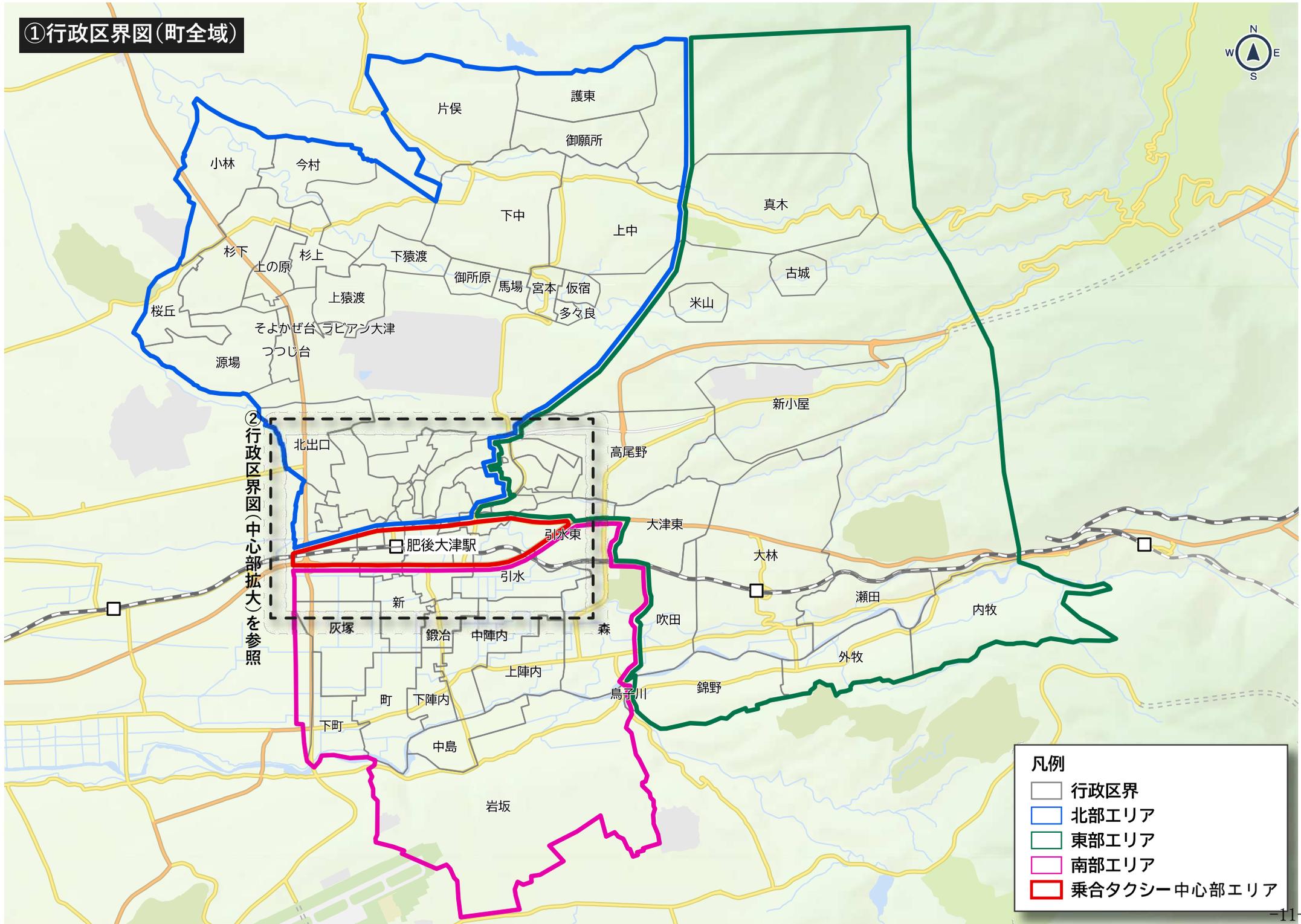
- ・ **通勤・通学での利用禁止**
- ・ **大津町民に限る（事前登録は不要）**
- ・ **年齢制限なし**

スケジュール

1月22日～31日	町HPにて住民・利用者の意見を聴取
1月27日 (2月8日)	灰塚区区長およびR7乗合タクシー利用者へ個別説明 灰塚区総会において区長から地元住民へ周知)
2月13日	大津町地域公共交通会議で協議
2月中	国へ認可申請
3月中	国から認可
4月1日	乗合タクシーのエリア拡大実施

※令和8年度の利用実績や運行負担を確認・タクシー事業者と協議しながら、必要に応じて運行体制・内容の見直しを行う。

①行政区界図(町全域)



- 凡例
- 行政区界
 - 北部エリア
 - 東部エリア
 - 南部エリア
 - 乗合タクシー中心部エリア

②行政区界図(中心部拡大)

